

ケータイ社労士 2025 労働法 法改正・訂正

【10月19日】

- ・ P 168 3章 労働者災害補償保険法 34 課(1)⑫を、33 課(2)⑫に移動
上記に伴い、34 課右頁 3 問目、33 課右頁に移動
- ・ P 166 3章 労働者災害補償保険法 33 課(3)
「適用外である」→「適用外、⑫は事業による」
- ・ P 168 3章 労働者災害補償保険法 34 課(2)
「適用外、⑫は業務による」→「適用外である」

【12月5日】

- ・ P 215 4章 雇用保険法 21 課 3 問目

訂正前：令和7年3月31日

訂正後：令和9年3月31日

【3月30日】

- ・ P 240 4章 雇用保険法 34 課

2

訂正前：教育訓練支援給付金

訂正後：教育訓練給付金

同課 (2)

訂正前：教育訓練給付金支援申請書

訂正後：教育訓練給付金申請書

同課 (3)

訂正前：教育訓練給付金受給資格確認証票

訂正後：教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票

※ 特定一般教育訓練には教育訓練支援給付金は支給されないが、専門実践給付教育訓練同様「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」となっている（[特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内](#)）。

【法改正】（[令和7（2025）年度 雇用保険料率のご案内](#)）

- ・ P 272 5章 労働保険徴収法 10 課 (3)

改正前：①15.5 ②17.5 ③18.5

改正後：①14.5 ②16.5 ③17.5

右頁の5問目 太字部分（3カ所変更）

一般の事業について、雇用保険率が1,000分の**14.5**であり、二事業費充当徴収保険率が1,000分の3.5のとき、事業主負担は1,000分の**9**、被保険者負担は1,000分の**5.5**となる。

※ 令和7年度の労災保険率については、令和6年度から変更ありません

・ P 276 5章 労働保険徴収法 12課 (2)

訂正前：22区分

訂正後：25区分

【法改正】（労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます）

・ P 84 2章 労働安全衛生法 4課 (5)

改正前：報告書を提出

改正後：報告（電子申請による）

右ページの5問目

改正前：所轄労働基準監督署長へ報告書を提出

改正後：電子情報処理組織を使用して、健康診断の結果を所轄労働基準監督署長に報告

・ P 96 2章 労働安全衛生法 10課 (5)

改正前：定期健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出

改正後：健康診断の結果を、**労働基準監督署長**に報告（電子申請による）

右ページの5問目

改正前：所定の様式の定期健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出

改正後：電子情報処理組織を使用して、健康診断の結果を所轄労働基準監督署長に報告

【5月27日】

・ P 238 4章 雇用保険法 33課 (3)①

訂正前：100分の**40**。

訂正後：100分の**40**。上限額は**20**万円。

訂正前：上限額は**20**万円。

訂正後：上限額は**25**万円。

同課(3)②

訂正前：100 分の 70。

訂正後：100 分の 70。上限額は 168 万円。

訂正前：上限額は 168 万円。

訂正後：上限額は 192 万円。